

秦漢の兵制について

——地方軍を中心として——

重 近 啓 樹

はじめに

秦漢の兵制については、浜口重国氏以来、これまで幾多の研究が積み重ねられ、説明が進んできた。⁽¹⁾しかし他方で、未だに認識の一致をみていない重要な論点も少なくない。問題の説明を困難にさせていた理由の一つは史料の乏しさであったが、睡虎地秦墓竹簡（以下、「秦簡」と略称）をはじめとする出土史料の増加はこの面でも大きな意義を持つことになり、中国でも近年、秦漢軍事制度の再検討が進んでいる。⁽²⁾

戦国・秦漢における兵制研究が、当時の国家支配の特質を究明する上で重要な意味をもつことは贅言を要しないであろう。本稿は秦から前漢までを対象に、当時の兵制を、特にその基礎組織、制度の説明に重点を置いて検討していこうとするものである。

まず、兵制理解の基礎となる基本史料の検討から入っていこう。

I 基本史料の解釈

前漢の兵制に関する基本史料は、董仲舒の上言と、漢旧儀の記述である。読み方が問題になるので、問題の箇所は白文のまま掲げておこう。まず董仲舒の上言は

(1) 董仲舒説上曰……古者税民不過什一、其求易共、使民不過三日、其力易足。……至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之制……又加月為更卒已復為正一歲屯戍一歲力役三十倍於古、田租口賦塩鉄之利二十倍於古。……漢興、循而未改。

(漢書卷二四上食貨志上)

次に漢旧儀(後漢初の衛宏撰)には

(2) A) 民年二十三為正一歲(新しき)而以(つ)為衛士一歲為材官騎士習射御騎馳戰陣、八月太守都尉令長相丞尉会都試、課殿最。水処為樓船亦習戰射行船。

B) 辺郡太守各將万騎、行障塞烽火追虜。置長史一人掌兵馬、丞一人治民。当兵行、長史領置部都尉、千人、司馬、候、農都尉、皆不治民、不給衛士。

C) 材官樓船年五十六老衰、乃得免為庶民、就田里、民(新し)応令選為亭長。(孫星衍輯『漢官七種』所収)

この他、漢旧儀と同一書と考えられる漢儀注に

漢儀注、民年二十三為正一歲為衛士一歲為材官騎士習射御騎馳戰陣、又曰、年五十六衰老、乃得免為庶民、就田里。

(史記卷七項羽本紀の集解所引如淳注)

とあり、又、後漢の応劭の漢官儀にもほぼ同文がみえ

漢官儀曰、民年二十三為正一歲以為衛士一歲為材官騎士習射御騎馳戰陣。八月、太守都尉令長相丞尉会都試、課殿最。

水家為樓船、亦習戰射行船。……材官樓船年五十六老衰、乃得免為民、就田、(合)應合選為亭長。

(統漢書百官志、亭条の劉昭注)

とある。

まず、董仲舒の上言の読み方であるが、これには大別して

(1) 又加月為更卒、已復為正、一歳屯戍、一歳力役、三十倍於古

(2) 又加月為更卒、已復為正一歳、屯戍一歳、力役三十倍於古

の二説がある。私は結論的には(2)説の読みが自然であり、正しいとおもう。

(1)説でまず問題となるのは「一歳力役、三十倍於古」の部分である。既に浜口重国氏以来、指摘されているように、漢代の史料用語としての「力役」は、「繇役」の語と同様、広く労働奉仕(勞役)、辺戍、兵役等の内容を含んで用いられており、「一歳力役」という表現は不自然さを免れない。又、この部分は、後の「田租口賦塩鉄之利二十倍於古」と対句をなすと考えるべきであろう。(1)説では「三十倍於古」の主語が不明確になり、文の構成上、問題があるとおもわれる。

次に漢旧儀の文を検討してみよう。まず問題になるのは(A)の部分であり、この読み方も次の二説に大別される。

(1) 民年二十三為正、一歳以為衛士、一歳為材官騎士、習射御騎馳戰陣

(2) 民年二十三為正一歳、以為衛士一歳、為材官騎士習射御騎馳戰陣、……水処為樓船亦習戰射行船

この読みについて、私は董仲舒の上言との対応という点からも、(2)説が正しいとおもう。(1)説でまず問題としたのは「正」とは何かという点である。これについて西田太一郎氏は、二十三(五十五)或いは五十六(才)までに至る「正丁」の意と解される。しかし氏自らも述べられるように、漢代には「正丁」という呼称は見あたらず、それにあたる言葉としては「丁壯」或いは「丁男」の語が用いられるのが一般であったとおもわれるので、氏の説は疑問とせざるをえない。

又、浜口氏は、「正」とは「正卒」の略称で「兵士」の意とされる。正卒の語は、「男子二十而得傳」（史記卷一一孝景本紀二年）の条の索隱に後漢の荀悦を引いて

荀悦云、傳正卒也

とあるのが兩漢を通じて唯一のものであるが、正が正卒の略称である点は、ほぼ間違いないものとおもう。ただ、正卒を浜口説のように一般的な「兵士」の意とすれば、記録の上でもっと正卒の語があらわれてもよいはずであるようにおもわれる。

次に(1)説では「習射御……」以下の句の主語が不明確になるとおもう。この点について例えば(1)説の浜口氏は、「一歳為材官騎士、習射御……」の部分の意味上では連続させて「一年間は地方警備の兵と為り兼ねて戦技を習う」と解釈されるのであるが、この句読に従うかぎり、習以下の主語を材官騎士とするよりも、「衛士と材官騎士」或いは「正」とするほうが、構文に忠実な解釈となるのではなからうか。いずれにしても、主語が不明確であることに違いはない。

さらに、(1)説では材官騎士等が一年間の負担名称となり、通常「一年間の地方警備兵」の意に解されるのであるが、このように解すると漢旧儀の後文(㉑)の「材官樓船年五十六老衰……」との間に意味上の矛盾を生ずることになる。すなわち(㉑)部分の材官等とは、一年間の負担名称を意味するものではなく、二十三～五十五才に至る間の「各兵種の兵士」を意味するものと考えられるからである。換言すれば(1)説の読みに従うかぎり、(㉑)部分は「正年五十六老衰……」或いは主要負担に着目すれば「衛士、材官、樓船年五十六老衰……」などとなっていなければならないはずなのである。⁽¹⁸⁾

以上、(1)説の問題点について検討してきた。おもうにこの文は、(2)説に示した(㉑)部分と(㉒)部分とが対句をなしているのであり、文の構成、内容上からも、(2)説の読み方が正しいと考えられる。

次に漢旧儀(㉑)の部分に辺郡に関する特別規定があるので、これはさておき、(㉑)の部分の検討に入らう。

(C)では材官樓船等が五十六才になると、免ぜられて庶民(民)となり、同時に亭長となるべき資格が与えられることが述べられている。ここで従来あまり注意が払われなかったが、彼らが「免ぜられて庶民(民)とな」という部分に注目したい。これに関連して従来、漢代の兵役負担者の問題については、(1)全ての兵役適齢男子が兵役に就いたとする国民皆兵説、(2)兵役適齢男子の一部分が選抜されて兵役に就いたとする説、とに二分されてきたが、この漢旧儀(C)部分の文によるかぎり、(1)の国民皆兵説は成り立ち難いとおもう。国民皆兵説については後にも検討するが、ここでは漢旧儀との関連のみふれておこう。

例えば、国民皆兵説に立つ西田説では、先にもふれたが、民が二十三才になると正(正丁Ⅱ兵役義務者)となり、五十五(或いは五十六)才までの兵役義務期間中、二年間は実役(正卒として衛士、材官騎士等となる)に就き、それ以外の年は、毎年一ヶ月の力役(更卒)に服すると解されている。こうして氏の説では成年男子は全て(但し不具者等を除く)、実役期間であると、帰休して在郷兵であるとを問わず、兵役義務期間中は兵士として把握されることになるが、これらの兵士とは即ち一般庶民に他ならない。そうだとすれば、漢旧儀の、兵士が兵役を免ぜられた後、庶民となるとは一体いかなる意味に解されるのであろうか。両者が矛盾することは明らかであるとおもう。即ち漢旧儀によれば、兵士(材官騎士等)が一般庶民と異なるものであることが明らかなのであり、材官騎士等を(1)職業軍人、或いは官吏的存在と考えるか、(2)庶民の中でも一般庶民とは相対的に区別された存在であったと考えるか、いずれかであると考へざるを得ない。

(1)の可能性については後に検討することとし、私は結論的には(2)が妥当であろうとおもう。すなわち材官等は庶民の一部分が選抜されて兵士となったもので、彼らは一般庶民とは相対的に区別される身分、いわば独自の「兵士身分」として位置づけられていたとおもわれるのである。そしてこの兵士身分は彼等が兵士となつてより、五十五才まで継続するわけであり、その間、一般庶民同様の力役(更卒)義務に服したとはおもわれぬ。こうした理解が生ずるのは従来、兵士

の平時（実役＝特別任務、以外の年）における任務内容が不明であったからであるが、この点についても後に検討したいとおもう。即ち私は兵士となった者は、一般庶民とは異なる負担体系の下におかれたであろうとおもうのである。

以上、両基本史料の検討を行なってきたが、董仲舒の上言は、その性格上、修辭、誇張などがみられる。例えば、前述のように「力役三十倍於古」の句は「田租口賦塩鉄之利二十倍於古」と対になるのであるが、後の「二十倍於古」が厳密な表現でないのと同様に、前の句も、例えば厳密に解釈して、古の年間三日の三十倍、即ち年間九十日が漢代徭役総日数の枠であった⁽¹⁾というように解釈できるものかどうか、私には疑問におもわれる。それ故、いうまでもないことであるが、兵制研究の最も基本となるのは、制度の書である漢旧儀でなければならぬとおもうのである。

これまでの検討を通じて、次の諸点を指摘してきた。

(1) 正（正卒）は一ケ年の負担義務であること。

(2) 材官等の兵士には、兵役適齡男子の一定部分が選抜されてこれにあたるものであり、国民皆兵とは考え難いこと。

(3) 材官等は本来、各兵種の兵士を意味する語であり、彼らは一般庶民とは相対的に區別される「兵士身分」とされ、又、それに対応する負担体系の下におかれたと推定されること。

これまで私は材官等を、各兵種の（農民）兵士の意に解してきたのであるが、この点に関しては異論がある。次にこの点の検討を通じて、材官等に関する理解を深めてみたい。

Ⅱ 材官騎士等について

—「士」「卒」の問題に関連して—

材官等については大庭脩氏の專論⁽¹⁾をはじめとする諸研究により、材官とは歩兵の義、騎士は騎兵、輕車（士）は戰車

兵、樓船（士）は水兵の義であることに問題はない。ただ大庭氏が材官を単なる歩兵でなく「射撃の訓練をうけた弩士」とやや限定して解された点は疑問が残る。氏も指摘されるように

（高帝十一年）上乃発上郡・北地・隴西車騎、巴蜀材官及中尉卒三万人（漢書卷一下高帝紀下）

の師古注に応劭を引いて

応劭曰、材官、有材力者

とあり、材官とは一般に歩兵たるにふさわしい才能、力量をもつ者の意である。これに対し、弩士等に関しては申屠嘉、梁人也。以材官蹶張、從高帝擊項籍、遷為隊率。（漢書卷四二申屠嘉伝）

とあり、師古注に

如淳曰、材官之多力、能脚踏彊弩張之、故曰蹶張。律有蹶張士。師古曰、今之弩、以手張者曰擘張、以足蹋者曰蹶張。

とある。又、史記卷九六申屠嘉伝の索隱にも

漢令、有蹶張士百人、是也。

とあり、これらによれば「材官蹶張」「蹶張士」とは材官の中でも特に足で強弩を張ることのできる専門の弩士を意味するようである。又、

絳侯周勃者、沛人也。……勃以織薄曲為生。常為人吹簫給喪事。材官引彊。（史記卷五七絳侯周勃世家）

とあり、この集解に

漢書音義曰、能引彊弓官

とある。この「材官引彊」とは同じく材官の中で、強弓を引く能力をもつ弓の専門兵と考えられる。これらについて滝川亀太郎『考証』（史記卷九六申屠嘉伝の条）に中井積徳の説を引いて

材官者、武卒之総号、蹶張引強等乃其派目、弓曰引強、弩曰蹶張。每郡置之、所以備非常、蓋秦制也。

と指摘するが、これが正しいとおもわれる。すなわち材官とは一般的に歩兵の意であり、その中の一部が選抜されて「材官蹶張」「蹶張士」又「材官引強」とよばれる強弩や強弓の専門兵集団を構成することになるのであろうとおもう。

次に材官騎士等の身分について検討してみよう。この点に関しては大庭脩氏の重要な問題提起がある。⁽¹⁷⁾氏の説の要旨は次の如くである。

(1) 「士」と「卒」は区別さるべきであり、材官、騎士等が「士」であるに対し、一般の民は徴兵されて「卒」となる。

(2) 漢官儀（漢旧儀もほぼ同文）の文章は「民年二十三為正一歳、以為衛士一歳。為材官騎士……」と読むべきであり、一般民は二十三才で兵役義務を生ずると、一年間の正卒（兵卒として恐らくは郡国に勤務する）義務、及び一年間の衛士義務があり、この計二年間で一般民の義務は終わる。

(3) 材官、騎士等は、一般人中から材力有る者が選ばれ、特殊訓練を受けた専門兵士（職業軍人）として郡国に常駐する者である。

又、米田賢次郎氏⁽¹⁸⁾は大庭説を継承、敷衍して

(1) 士と卒は区別さるべきであり、材官騎士、衛士等は一種の官吏とみなすべきである。⁽¹⁹⁾

(2) 貲産四万錢以上で、官吏になる資格を有する者が選ばれて士（騎士、衛士、兵士等）となり、一方その資格のない者は卒（兵卒、衛卒等）となって軍事に關係する雑役任務に従う。

とされた。漢官儀について大庭氏が新しい読み方を提唱された点は貴重であり、私も前述のようにそれが正しいとおもう。しかし、士と卒を区別して考える点については疑問がある。この点に関しては西村元佑氏の反論があり、氏の要旨は(1)漢代の兵役において「士」「卒」の語は混用されている。両者はいずれも基本的には人民の徭役服務者たる「卒」であ

るが、卒でも精卒（主戦斗員）として活躍する場合は一般に「士」とよばれ、雑卒は「卒」とよばれた。

(2) 騎士も一般に徴兵農民が富貴に關係なく就役する官役である。但し北辺の騎士は徴兵であっても特別待遇で「吏比者（吏待遇）」とされていた。

というものである。私はこれらの点については西村説が正しいとおもうのであり、以下、西村論文に若干史料を補足しながら、その論拠を提示してみよう。

周知のことであるが、戦国・秦において

商君教秦孝公……禁游宦之民而顯耕戰之士。孝公行之、主以尊安、国以富強。
（韓非子卷四和氏篇）

とあり、農民兵士が「耕戰之士」とよばれている。又、楚漢抗争期のものとして

韓信説漢王曰、項羽王諸將之有功者、而王独居南鄭。是遷也。軍吏・士卒、皆山東之人也。
（史記卷八高祖本紀）

とあり、このように兵士は一般に士卒と総称されるのであるが、これが軍吏と対比されている。これらによれば、この「士」「士卒」が総体として官吏でないことが明らかである。次に

夫士卒尽家人子、起田中従軍。安知尺籍伍符。終日力戰、斬首捕虜、上功莫府。
（史記卷一〇二馮唐伝）

とあり、これは文帝期であるが、士卒が尽く家人（庶人・庶民）出身の農民兵士であることが述べられており、たとえば士を職業軍人として卒との間に明確な区別をおいていたようにはおもわれない。

衛士については周礼卷一天官冢宰の「胥十有二人。徒百有二十人」の条の鄭玄注に

此民給徭役者、若今衛士矣。胥説如誦、謂其有才知為什長

とあり、ここで衛士は徭役に服する者と捉えられており、官吏でないことは明らかである。なお、米田説のように衛士と衛卒とが異なるものであるとするならば、漢旧儀の文も「民年二十三為正（正卒）一歳、以為衛卒一歳」となっていて然

るべきなのではあるまいか。

又、米田説では前述のように貲産四万銭を境として（最も官吏の財産資格が十萬銭から四萬銭に引き下げられたのは景帝の後元二年であるから、それ以前は貲産十萬銭と理解されるのであろう）士と卒が区別されると理解されている。しかし秦代であるが、先に引いたように周勃が貧民でありながら、「材官引疆」であった例からすれば、材官等になるに際して氏のいわれるような明確な貲産基準があったかどうか、疑問におもわれるのである。

以上の検討によって

(1) 「士」「卒」の間に明確な区別があったとは考え難く、又材官騎士、衛士等を職業軍人や官吏的存在と考えるのは妥当でない。

(2) 材官騎士等の兵士は、官に対しては庶（庶人・庶民）身分の範疇に入るものである。（ただその中でも、一般庶民とは相対的に区別される「兵士身分」の下におかれたであろうことは前述した）

等の点が明らかになったとおもう。従って材官騎士等は、ひとまず地方軍における各兵種の農民兵士と理解しておいてよいであろうとおもうのである。

それではこれら材官騎士等によって構成される地方軍の組織はいかなるものであったか、それが次の検討課題である。

Ⅱ 地方軍の編成

(1) 県の常備軍について

戦国以降、地方常備軍制が次第に整備されてくるが、それは徴兵制度の進展と軌を一にするものであった。楊寛氏はこ

の徵兵制度が郡県を単位としておこなわれ、郡県が徵兵の地域単位となったことを指摘されている。⁽²¹⁾ この理解は正しいとおもうのであるが、その中でも私は特に戦国へ秦においては、県の果たす役割が大きかったのではないかとおもう。すなわち、兵士の徵発、訓練、動員等の担当、地方における基礎的な常備軍編成は県を単位としておこなわれ、その意味で県は地方兵制の基礎組織をなすものとして重要な意義をもっていたとおもう。以下、これらの点について検討してみよう。

戦国・秦においては、秦王政の九年、嫪毐の反乱がおこった時、毒は

嫪毐王御璽及太后璽、以發[●]県卒、及衛卒、官騎、或翟君公舍人、將欲攻[●]斬年宮為乱。王知之、令相国昌平君、昌文君發卒攻毒。戰咸陽、斬首数百。
(史記卷六秦始皇本紀)

とあり、齊においても蘇秦が宣王に説いた言葉に

臨菑之中七万户、臣竊度之、不下戸三男子、三七二十一万、不待發[●]於遠[●]県、而臨菑之卒、固已二十一万矣。

(史記卷六九蘇秦列伝)

とある。さらに発兵の際、用いられた秦の銅虎符のうち、戦国末の新郷虎符には

甲兵之符、右才^(在)王、左才^(在)新郷、凡興士被甲、用兵五十人以上、必会王符、乃敢行之、燔燄^(燄)事、雖母^(母)会符、行燄^(也)

(容庚『秦漢金文録』所収)

とあり、又一九七三年に発見された杜虎符には

兵甲之符、右在君、左在杜、凡興士被甲、用兵五十人以上、必会君符、乃敢行之、燔燄^(燄)之事、雖母^(母)会符、行燄^(也)

(『文物』一九七九—九、文博簡訊)

とある。新郷や杜はいずれも県名である。⁽²²⁾

虎符の内容は双方共ほぼ同様で、この虎符(兵符)は右半分を君(王)が、左半分を県が各々保持する。およそ発兵す

る際、兵士数が五十人以上に及ぶ場合は必ず君（王）符と符合させ、然る後に発兵させなければならぬ。但し、敵の来攻があるような緊急事態の場合は、君（王）符と符合させなくても発兵してよい、という内容である。

銅虎符は従来の研究でも、地方軍における兵権の所在をしめすものとして重視されてきたが、これを前記の諸史料とあわせ考えてみると、戦国期の秦をはじめとする国々において、兵の徴発、編成、発兵が県を基礎単位として行なわれたことを窺い知ることができる。すなわち換言すれば当時、地方兵制の根幹をなす基礎的な軍府（軍団）は県を単位に置かれたとおもわれるのであり、この県において編成された常備軍兵士が、前記の嫪毐の反乱にみえた「県卒」とよばれるものであつたらうとおもう。

このように地方軍が県を基礎単位として編成され、発兵の際には中央と県の分有する虎符を符合させる方式は、統一後の秦にあつても踏襲されたようである。例えば陽陵虎符に

甲兵之符、右才在（皇帝）、左才在（陽陵）（容庚『秦漢金文録』所収）

とあり、陽陵は陽陵県であり、秦では内史の、漢では後に左馮翊の屬県となっている。又、秦末においても

少府章邯曰、盜已至衆彊。今發近県不及矣。酈山徒多。請赦之、援兵以擊之。

（史記卷六秦始皇本紀、二世皇帝二年の条）

とみえている。

以上、戦国以降、県を単位として基礎的な軍府（軍団）が置かれ、そこにおいて常備軍編成がなされてきたことを述べた。それでは県の軍府において兵士の徴発、編成等が具体的にどのような行なわれたか、それが次の問題である。順を追って考察してみよう。

(2) 傳についで

成年男子が兵役に就く場合、その前提として「傳」という手続きが必要であったと思われるので、まずこの問題から考えてみよう。「傳」字に「兵籍に付ける」「兵役を課する」という特別の意味に用いられる用例のあることは、既に浜口氏⁽²⁶⁾によって指摘されている。浜口氏のあげた諸史料は楚漢抗争期から漢代にかけてのものであるが、秦簡の出土によって秦の傅制に関する新たな知見が得られるようになった。そこでまず戦国後統一の秦の傅制についてみていきたいのであるが、その前に確認しておかねばならない点がある。それは特に中国での研究において「傳」「兵籍」を戸籍(名籍)に登録する意に解する説⁽²⁷⁾がまみられることである。しかし、傳することと戸籍に付けることとは、秦漢を通じて内容を異にするものと考えるべきであろう。

例えば戸籍(名数)は戦国・秦において

拳民衆口数、生者著、死者削。(商君書卷一去彊篇)

四境之内、丈夫女子、皆有名於上。生者著、死者削。(商君書卷五境内篇)

とあるように、男女を問わず出生によって登載され、死亡によって削除されるべきものであり、又「付ける」意の字も「傳」でなく、一般に「著」字が用いられる。それは漢においても同様で、前漢、武帝期の任安が

因占著名数、家於武功。(史記卷一〇四田叔列伝、褚少孫補)

とあり、後漢でも

妻子自隨、便占著邊界。(後漢書卷二明帝紀、永平八年条)

民無名数及流民欲占著者人一級。(後漢書卷六順帝紀、陽嘉元年条)

など、その例は多い。なお占著とは明帝紀の章懷太子注に「占著謂附名籍」とあるように申告して戸籍(名数)に付ける意である。

以上の点を確認した上で、秦の傳制についてみていきたい。

秦簡⁽²⁸⁾の倉律に

小隸臣妾以八月傳為大隸臣妾、以十月益食。

とあり、これは隸臣妾の場合であるが、封診式の封守の条に、

・子大女子某、未有夫。・子小男子某、高六尺五寸。・臣某、妾小女子某。

とあり、これらによれば秦においては隸臣妾であると一般人であるとを問わず、傳とはまず小男子、小女子を大男子、大女子に切り換える行為であった。又、このことから、当時、傳する対象は男子のみでなく、女子を含むものであったことが明らかになる。秦律雜抄の傳律を見ると

匿敖童、及占瘡癰不審、典、老贖耐。・百姓不当老、至老時不用請、敢為詐^(詐)偽者、貲二甲；典、老弗告、貲各一甲；伍人、戸一盾、皆褫^(褫)之。・傳律

とあり、傳さるべき成年男子を隠匿した場合、及び瘡を申告するに不審（正確でない）であった場合、さらに老（免老）申告を詐った場合、等に関する罰則が規定されている。これらはいずれも国家の税役徴収に密接に関する内容であり、傳とは国家が成年男（女）から税役を收取するための台帳に登録する意であったのではないかとおもわれる。傳律の規定は、この台帳への申告に関する内容であり、台帳には新傳（者）から、老より以前の成年男（女）が登録され、老に至ってそこから削除されたものようである。

それでは傳されることによって生ずる税役負担の具体的な内容は如何なるものであったか。法律答問に

可^(何)謂^(何)「匿戸」及^(及)「敖童弗傳」？「匿戸弗誅^(徭)使、弗令出戸賦之謂^(也)」。

とあり、これは律本文中にあったはずの「匿戸」「敖童弗傳」の二語について解釈を加えたものである。答問部分ではこ

の二語を通じた解釈がなされており、「戸（戸口の意か？）を隠匿して徭使しないこと、及び戸賦を出ださしめない意である」とされている。ここで明らかになるのは、傳されることよって生ずる（この場合、男子の）基本的負担は徭使と戸賦とされていたことである。戸賦は口賦の意で、人頭税と考えるとよいとおもうが、徭使とは何であろうか。この点について『睡虎地秦墓竹簡』平装本では、「徭」と「使」を異なる内容の負担とみて「不徭發徭役、不加役使」と訳すが、その根拠が明らかでない。徭使の語は、秦代のこととして

諸侯吏卒、異時故繇使屯戍過秦中。秦中吏卒遇之多無狀。（史記卷七項羽本紀）

とあり、漢の文帝期の賈誼は

古者天子地方千里、中之而為都。輸將繇使、其遠者不出五百里而至。……夫淮南、廬民貧鄉也。繇使長安者、自悉以補行、中道而衣行勝已羸弊矣、疆提荷弊衣而至。（新書卷三屬遠篇）

と述べている。漢書卷三一項籍伝、漢書卷四八賈誼伝では「繇使」が各々「徭役」「繇役」に作られており、繇使とは屯戍などの兵役負担に対して、雑多な力役負担を意味するものよりである。秦簡においても「戍」「繇徭戍」が兵役負担であるに對し、徭使は力役負担を意味するものと考えてよいであろう。

以上により、秦における傳は國家が人支配を行なっていくための手続きであり、傳されることによって生ずる基本的負担は、男子の場合、力役と賦（戸賦）とされていたことが明らかになったとおもう。

それでは秦において兵役と傳の関係はどのようになっていたであろうか。史記卷七項羽本紀に漢王間往從之、稍稍収其士卒至滎陽。諸敗軍皆會。蕭何亦發關中老弱未傅、悉詣滎陽。

とあり、これによれば浜口氏の指摘されるように、兵役も本来、傳された男子を対象に課せられたとおもわれる。当時は楚漢抗争期であり、おおむね秦制が踏襲されていたものとおもわれるので、秦制も同様に考えてよいであろう。これらの

ことから、次の点が指摘できるとおもふ。

(1) 秦においては力役、賦（戸賦）、兵役の負担期間は一致していたとみられる。

そして次のような推測が可能ではないかとおもふ。

(2) 兵士は傳された成年男子の一定部分が選抜されてこれになり、その代わり基本負担（力役、賦）の一部、もしくは全部を免除された上で、兵役に従事したものはあるまいか。

最も(2)の点の証明には兵士の徵発に関する、より立ち入った検討が必要である。次にこの点を考えてみよう。

(3) 兵士の徵発について

先に漢旧儀の文を検討した際、漢において（傳された）兵役適齡男子が全て材官等の兵士になるわけではなく、その一定部分が選抜されてこれにあたるものであることを述べておいた。³⁴そして浜口氏³⁵や大庭氏³⁶の指摘されるように、漢の中央・地方を問わず兵制の骨格は秦において既に成立していたと考えられるので、秦制もほぼ同様に考えることができる。

一方、これに対し戦国以降の徵兵制度の進展を通じて、戦国、秦、前漢に至る間、全ての兵役資格に達した成年男子を兵役に就かしめたとする国民皆兵説が、従来の研究ではむしろ一般的であった。その史料の根拠とされてきたのは、例えば戦国期については、先にも引用したが、

臨菑之中七万戸、臣竊度之、不下戸三男子、三七二十一万、不待発於遠県、而菑臨之卒、固已二十一万矣。

（史記卷六九蘇秦列伝）

とあり、或は又当時各国は大戦に際し、国内の壮丁を総動員するかのような「傾国の師」を興すことがあった。³⁷例えば秦、昭王の時の長平の戦において、敗北した趙軍は「前後、斬首虜四十五万人」（史記卷七三白起伝）という甚大な打撃をう

け、「趙氏壯者皆死長平、其孤未壯。」（史記卷四三趙世家）との言葉が伝えられる。秦においては王翦が兵六十万人に將として楚を攻略した時の言として「今空秦國甲士、而專委於我」（史記卷七三王翦傳）と伝えられる。

秦統一後では、北方攻略に対して將軍蒙恬が率いた兵力が三十万人、南方の五嶺を守る兵が五十万人と伝えられるなど多大の兵力を動員し、漢でも武帝期には外征に大規模な人員動員が行なわれ、例えば元狩四年の匈奴との決戦に際しては、米田氏の推計によれば、十万人の騎兵に歩兵・輜重を合わせて、総動員数は五十〜六十万人に及んだものとされている。

おおむね以上のような論拠に基づいて國民皆兵が主張される背景には、従来の秦漢兵制研究において、兵士の平時編制と戦時編制の区別が明確に認識されて来なかった点が指摘できるのではないかとおもう。すなわち両者では指揮系統や目的及び動員方法、構成員が異なるとおもわれるのであり、明確に区別して考える必要があるであろう。漢の地方軍を例にとってみてみよう。

ここでは材官、騎士等が地方の正規の常備兵として配置されており（詳細は後述）、平時の「兵制」における指揮系統は

郡太守

県令長

都尉

県尉

となっている。そしてこの平時編制下における兵士の主任務は、地方管轄区域の治安維持にあったとおもわれるのである。これに対し、戦時編制に入り、征討（野戦）軍が組織されると、主に中央、地方の高官などで軍事に有能な者が將軍に任命され、その下に部、曲以下の軍事組織が編制されることになる。この戦時における「軍制」の指揮系統は、宋治民氏の研究によれば、

將軍—（部）校尉、司馬—（曲）軍候、千人—（屯）屯長—（隊）隊率

となる。そしてこの戦時の軍を構成するのは正規の常備軍兵士たる材官騎士等の他に、しばしば臨時に徵募された雑多な

内容の兵士を含むのであり、対外的な戦闘行動を主任務とするものである。

常備軍兵士以外の臨時の徴募が行なわれる際、順序としてまず対象になるのは、兵士以外の傳された成年男子（丁男、壮丁）であろう。武帝の時、主父偃は上書中に秦代のことを述べ

遂使蒙恬将兵攻胡。…然後発天下丁男、以守北河。暴兵露師十有余年（史記卷一一二主父偃伝）

とあり、又、同じく武帝に対する嚴安の上書に秦のことを述べ

又使尉屠睢将楼船之士攻越、…行十余年、丁男被甲、丁女転輸、苦不聊生（漢書卷六四下嚴安伝）

などである丁男とはそのような臨時徴兵された者ではないかとおもう。

しかしこれでもなお足りない場合はさらに広範な徴発が行なわれる場合があり、戦国の長平の戦に際しては

王（秦の昭王）自之河内、賜民爵各一級、発年十五以上、悉詣長平、遮絶趙救及糧食。（史記卷七三白起伝）

とある。ここで臨時徴発の対象が十五才以上の男子であることは、漢における算賦負担が十五才から始まることと関連して何らかの意味をもつものであったかもしれない。同様の例は

（項羽）乃東行撃陳留外黃。外黃不下数日。已降。項王怒、悉令男子年十五已上詣城東、欲阬之。

（史記卷七項羽本紀）

とあり、これは外黄県城の攻防をめぐるものであるが、こうした非常事態の下においては十五才以上の者が兵力に動員されたことが窺える。又、特別な例であるが、呉楚七国の乱にあたっては

七国之発也、呉王悉其士卒、下令國中曰、寡人年六十二、身自将。少子年十四、亦為士卒先。諸年上与寡人比、下与少子等者、皆発。発二十余万人（史記卷一〇六呉王濞列伝）

とあるように、呉において十四と六十二才に至るまでの男子が総動員されており、かくして組織された軍の指揮、統率の

ために

呉王專并將其兵、未度淮。諸賓客皆得為將、校尉、候、司馬。(同右)

とあるように、將(將軍)、校尉以下が任命されて部曲編制をとり、呉王は諸將軍の上に立つ大將軍(或は上將軍)の地位にあったと考えられる。

これらの例はいずれも未傳者、或は老が軍や戦闘に臨時徵発されたものであり、既に引いた「蕭何亦発関中老弱未傳、悉詣滎陽」(史記卷七項羽本紀)もそうした一例である。

臨時徵募の例として、その他に例えば秦簡に「魏奔命律」があり、内容は將軍の率いる軍に、仮門(商人)、逆旅(宿屋)、贅婿、后父などを従軍せしめた際の規定である。奔命とは『睡虎地秦墓竹簡』平裝本、注釈(以下単に注釈と略称)の指摘するように、漢書卷七昭帝紀始元元年条の「遣水衡都尉呂破胡募吏民及發隄為、蜀郡奔命擊益州、大破之」の注に
応劭曰、旧時郡国皆有材官騎士以赴急難、今夷反、常兵不足以討之、故權選取精勇。聞命奔走、故謂之奔命。

とあり、材官騎士等の常兵(常備兵)以外の、臨時に徵発された兵士を指し、奔命律とはこうした兵士に関する規定であろう。この奔命律で問題とされた仮門、贅婿等が秦代にも大規模に軍に徵発され、謫戍、謫卒等とよばれ、さらに漢代の七科謫に継承されていたことは、堀敏一氏が指摘されている。⁴³⁾

又、秦律雜抄の敦(屯)表律には「冗募」の語がみえており、これは同じく注釈に指摘するように、募兵を指すと考えられる。募兵は漢においても

兵未決間、漢復發募士万人。(漢書卷七九馮奉世伝)

とあるように「募士」とよばれ、或は「冗募」などともよばれている。

その他、漢代においては刑徒、七科謫、悪少年など雑多な人々が軍に徵発されている。⁴⁴⁾

以上、秦漢において、材官騎士等の正規の地方常備軍によって担われる平時編制下の「兵制」と、材官騎士等及び雑多な内容の臨時徵発兵、募兵等によって構成される戦時編制下の「軍制」とは明確に区別して考えなければならぬことを述べてきた。

このように考えて前述の秦漢国民皆兵説の論拠を検討すると、それらはいずれも戦時編制下において臨時の大規模な動員が行なわれた際の事例であり、しかもしばしば老、未傳者等をも含むのであるから、これを以て国民皆兵を説くのは妥当でない。又、国民皆兵説により、全ての兵役期間中の成年男子が有事の際の従軍義務を負うとするならば、前述のように秦漢において、一般民からなる「募兵」が存在することの説明が困難になるのではあるまいか。

戦国期の各国の兵制に関しては別箇の考察を要するが、秦漢と基本的な点で異なるとはおもわれぬ。前述の齊の臨菑に関する蘇秦の言も、戦時編制下において全ての「男子」を総動員した場合が想定されて述べられているのであって、現に全ての男子が兵士であると理解すべきではあるまいとおもう。『戦国策』『史記』などにみえる戦国期各国の兵力数に關する蘇秦や張儀の言の理解に關しても、同様のことが指摘できるであろう。

これまでの「国民皆兵説」の検討を通じて秦漢の平時編制下の兵制においては、傳された成年男子の一定部分が選抜されて地方常備軍（材官騎士等）を構成するものであることが明らかになったこととおもう。それでは選抜の割合はいか程であったか、すなわち点兵率の問題を次に検討していきたいとおもうが、その前に漢の傳制について付言しておきたい。

漢の景帝二年に傳制の改正が行なわれ、

男子二十而得傳（史記卷一一孝景本紀）

ということになった。この傳は浜口氏の指摘のように「兵籍に付ける」意と解してよいとおもう。漢では算賦・力役の賦課年齢と兵役のそれとが乖離してきたため、傳の意味内容は秦に比べて限定されたものとなっており、その対象も男子の

みとなっている。

この傳の対象について浜口氏は、民丁の材力優秀な者を傳し（兵籍に付け）て兵士とし、自余の一般民丁は傳されなかつたと解されている。⁽⁴⁶⁾しかし景帝二年の記事は漢書卷五景帝紀では

令天下男子年二十始傳。

と表現されており、これによれば傳という手続き自体は全ての民丁に及んだと考えるのが妥当ではあるまいか。その意味で私は傳された男子は全て、いわば潜在的兵役義務をもつことになるとおもう。しかし実際にはその中の一部分が選抜されて地方常備軍を構成するわけである。次に点兵率の問題を考えてみよう。

秦漢の兵制における点兵率を直接示す記録は無く、不明な点が多いが、後漢書卷一下光武帝紀下、建武七年三月丁酉の条の注に

漢官儀曰、高祖命天下郡國選能引闕蹶張、材力武猛者、以為輕車、騎士、材官、樓船、常以立秋後講肄課試、各有員數。平地用車騎、山阻用材官、水泉用樓船。

とあり、材官騎士等に各々一定の定員があったことが指摘されている。⁽⁴⁷⁾従来、材官騎士等は郡(國)の常備兵の意に解されるのが一般的であった。しかし後述するように、材官等は郡の常備兵のみを指す言葉ではなく、彼らは本来的には県において編制され、県の常備兵(県卒)を構成するものであったとおもわれるので、郡・県の常備軍各々について定員が定められていたと考えることが可能である。それでは郡・県の兵員定数はどの程度であったか。これについても拠るべき記録はないが、例えば項梁、項羽が会稽郡で拳兵し、郡守の地位を奪って一郡の兵を統領した際のこととして

(項梁)遂拳吳中兵。使人收下県、得精兵八千人。梁部署吳中豪傑、為校尉、候、司馬。 (史記卷七項羽本紀)

とあり、この精兵を募兵等でなく郡内の常備軍兵士と考えられるとすれば、一郡全体で約八千名程度、当時、会稽郡の下

県(属県)は郡治の呉県を含めれば⁽²⁶⁾程度であつたとおもわれるので、単純平均すると、一県当たり兵数は約三百名となる(最もこの時点で全ての属県が項梁に服したかどうかは確かでないので、県の兵数はもう少し多かつたかもしれない)。もとより概算であるが、これが認められるとすれば一県の常備兵数は数百名、一郡全体で一万名内外というのが、平均的な数ではなかつたかとおもわれる。最も実際には各郡県の政治的、軍事的重要性、京師との遠近、人口の多少等の条件の違いによって各地毎の定員が定められたものと考えられる。例えば漢旧儀に「大県四尉、小県一尉」とあるように、県の大小により尉の数が違うのであるから、兵員定数も当然、両者の間で異なつていたであらう。

点兵率に関する一般的规定があつたかどうかは明らかでないが、実際の徴兵に当たつては、傳された男子の内、定員分の人数が選抜されて兵士となり、⁽⁴⁾欠ければ又新たに補充する措置がとられるということであつたらうとおもう。

こうした徴兵業務などが、県を単位に置かれた基礎的な軍府(軍団)において行なわれ、又そこにおいて常備軍が編制されたことは既に述べた。次にこの県の常備軍編制の内容について考察してみたい。

(4) 県卒の兵種について

県の常備軍に関しては従来、史料の乏しさからその実態がほとんど不明であつた。しかし秦簡の発見によってこの方面でもある程度の説明が可能になつてきた。以下、常備軍の内部編制、県の担当業務等について考察してみよう。

秦簡を見ると、常備軍兵士(県卒)がさまざまな兵種に区分されていたことが窺える。例えば秦律雜抄、除吏律に

・除士吏、発弩、畜夫、不如律、及発弩、射不中、尉貲二甲、発弩、畜夫、射不中、貲二甲、免、畜夫任之。

とあり、発弩とは注釈に指摘するように弩機を使用する兵士の意で、兵種を示し、発弩、畜夫とはこの発弩(士)の訓練、統率に当たる軍吏と考えられる。つまりここでは県尉の下に発弩、畜夫―発弩という兵種編制がなされていたことが明らかに

なる。

他の兵種についても、同じ除吏律に

・駕騶除四歳、不能駕御、貲教者一盾；免、賞(償)四歳繇(徭)戍。

とあり、駕騶とは注釈に「即殿御、為官長駕車の人」とする。駕騶が吏であることは「除」字から窺われ、戦車に乗る車士の訓練、統率に当たる軍吏である。すなわちここでは駕騶＝車士という編制が窺われるのである。さらに秦律雑抄に

・騶馬五尺八寸以上、不勝任、奔摯(繫)不如令、県司馬貲二甲、令、丞各一甲。先賦騶馬、馬備、乃粼(從)軍者、到軍課之、馬殿、令、丞二甲；司馬貲二甲、法(廢)。

とあり、騶馬とは注釈などの指摘するように騎兵用の騎馬と考えられ、本条では騎馬の訓練、騎士への分給、軍に到っての考課などが規定されている。すなわちこうした騎馬に関する規定の背後に、県における騎士編制の存在を窺うことができるのである。⁵⁰⁾

さらに県の兵種にふれたものに、秦律雑抄の

・軽車、趯張、引強、中卒所載傳(傳)到軍、県勿奪。奪中卒傳、令、尉貲各二甲。

があり、これは戦時編制の下で、県から出動する各兵種の兵士の輜重(軍需物資)を、傳車(輜重車)に乗せて目的地の軍に輸送するにあたり、県がこれらの輜重を横領することを禁じた規定とおもわれる。⁵¹⁾

軽車以下は注釈の指摘のように、いずれも兵種名で、軽車とは攻撃用戦車の車士、趯張は蹶張と同義で材官蹶張の意、引強は材官引強の意、すなわち趯張(蹶張)、引強は既に述べたように、材官内の小区分である。中卒は注釈では中軍の卒と解されている。

以上のことから、次のような点が指摘できるとおもふ。すなわち

兵士となつた者は県の常備軍を構成し、内部で材官騎士等、種々の兵種に区分され、訓練をうける。従来、材官等は郡(国)の常備兵⁽⁸⁾と考えられるのが一般的であり、それは前漢の材官等について述べた記録が、既にいくつかあげたように、「郡国」を主体に記されている(それはそれとして意味のあることであろうとおもふが、その点は後述)場合が多いことがその理由であつた。しかしこれまで述べてきたように材官等は郡の常備兵の意に限定されるのではなく、彼らは本来的には県の常備軍に所属する兵士なのである。

県の軍府の担当業務については、これまでの検討から、兵士の徵発、兵種編制、訓練、さらに戦時における軍への兵士の差遣等がおこなわれたことが明らかになつたとおもふ。その他、平時において、秦律雜抄の戍律に、

・戍律曰：同居毋竝行、県嗇夫、尉及士吏行戍不以律、貲二甲。

とあり、戍(戍辺)への差遣も県において行なわれたことが明らかである。県の軍府の業務で明らかになるのはほ以上の点である。

次にこの県の軍府に対する指揮系統について付言しておこう。先に平時編制における地方軍の指揮系統について

郡太守 県令(長)
 都尉 県尉

として、一県の軍事長官として兵権を握っていたのは県令(長)であると考えたのであるが、その根拠を示しておこう。

秦においては前述のように、発兵に際して中央と県の分有する銅虎符を符合させる必要があつた(なお付言すれば、これは戦時編制に入り征討(野戦)軍が組織される時、その軍への発兵に際して用いられるのである)が、県において虎符を所持した軍事長官は、鎌田重雄氏の指摘されたように県令であつたとおもわれる⁽⁹⁾。そしてそれは後に漢において虎符が郡尉(都尉)でなく郡守(太守)に分かたれたのと同様の関係にあるといえよう。この推定はさきほどあげた秦簡の軍

事に関する規定において尉、丞等と共に県令（県齋夫）が連坐する場合の多いこと、又、漢においては都試に際して「太守都尉令長相丞尉」（漢旧儀）が参会するのであるが、ここでも令（長）が一県の兵権を代表しているとおもわれることなどによって一層確かめられよう。

以上、県令（長）と県尉の關係は、郡太守と都尉の關係に類したものであり、県の軍府を直接的に統領するのは県尉とその屬吏の系統なのであるが、その権限は軍事長官としての県令（長）によって掣肘されるものであったとおもわれる点について述べた。

次に兵士の在役期間中の諸任務について考えてみよう。

(5) 兵士の諸任務

兵士となって以後、老（免老）となるまでが、在役期間ということになる。その間における兵士の諸任務の内容はどのようなものであったか、まず漢代の制度について考えてみよう。

既にみたように董仲舒の上言では兵役について

已復為正一歲、屯戍一歲

と述べ、漢旧儀では

民年二十三、為正一歲、以為衛士一歲

とあり、在役中の特別任務として(1)正卒一年、(2)屯戍一年、(3)衛士一年の義務があげられている。ここですす問題になるのは、双方共、特別任務期間を二年の卒としながら、屯戍を戍边（边境防備）義務に限定して考えると、計三年の義務となり、二年の卒と矛盾することである。そのため董仲舒上言の「屯戍」の意味内容、及び当時の戍边義務負担者の問題を

めぐっては説が分かれる。私は戍辺義務の問題については秦簡の解釈を含めて別箇の検討が必要であろうとおもうのでここでは立ち入らず、従来の説中、最も合理的とおもわれる勞榦説に一応従って、(1)正卒一年、(2)衛士或いは戍辺一年の義務と解しておこう。

ではこの正卒義務とはいかなる内容のものであろうか。正卒一歳説の大庭、米田氏は、これを一年間、自己の属する郡国に上番して、郡の常備兵（地方警備兵）となる義務と解しておられる。⁵⁴私もほぼそのように理解してよいとおもうのであるが、この点を検討する前に、まず当時の地方軍の全体的な組織についてみておこう。

既に述べたように、地方兵制の基礎組織として県単位に軍府（軍団）が置かれた。これがいわば下級軍府を構成するものとすれば、これを一郡全体にわたって統轄するのが、郡太守、直接的には郡都尉である。この都尉の配下に上級軍府としての郡の軍府が置かれ、その下に郡の常備軍が配置されることになるのであろう。この都尉直接指揮下の郡の常備兵を構成するのは、浜口説などでは、兵士の一年間の義務としての材官騎士等とされていた。⁵⁵いまこの点、及び従来必ずしも明確ではなかった郡の常備兵の任務内容について検討しておこう。漢書卷二三刑法志に

天下既定、踵秦而置材官於郡国、京師有南北軍之屯

とあり、ここでは漢が秦制を継承して地方軍、中央軍を置いたことが述べられている。ここで郡国に置かれた材官等とは、京師の南北軍と対応して述べられているのであるから、それと類似の組織、すなわち（郡国内の材官等全般を指すのではなく）郡国の常備兵を意味するものと考えてよいであろう。南北軍については浜口氏の詳細な研究があり、⁵⁶衛士により構成される南軍が、衛尉の統率下に宮城の城門及び宮城内の警備に当たるに對し、北軍は内史（三輔）地区より番上する兵士により構成され、中尉の統率下に長安城内の警備に当たることを主任務とするものであった。この中尉は氏の指摘されるように、内史地区の兵事の長として、地方における郡都尉にほぼ比定されうるものである。つまり当時の中央軍

は、衛士からなる本来の意味での中央軍（南軍）と、内史地区の地方軍という性質の北軍との二重の要素によって構成されてきたのであるが、この中尉の統率する北軍が郡（国）の常備軍と類似のものとして、組織、任務等の点で比較対照し得るものである。

このように考えて私は正卒とは、県の軍府に所属する（県の）材官騎士等が各々一年間、郡（国）に交替上番して、都尉の直接指揮下に郡の材官騎士等として郡の常備軍を構成する、これがその内容であったのではないかとおもう。そしてその任務も北軍兵士とほぼ同様に推定されるのであって、郡府の置かれた県城（郡治）の警備に当たることを主任務とするものではなかったかとおもう。

このように考えて誤りないものとするれば、当時、県の兵士が郡に上番することが正卒とよばれ、それが彼等の最も主要な義務と意識されていたことを示すものであり、そうした意識の中に、後世（例えば唐代など）に比べて地方分権的であった当時の兵制の特色があらわれているようにおもわれる。

この(1)正卒一年の義務は、(2)衛士或は戍辺（繇戍）一年の義務と共に、在役中の特別任務であるが、平時における兵士の任務はどのようなものであったか、この点を次に検討しよう。

これについては従来、毎年一回、都試とよばれる軍事演習を兼ねた査閲を受ける義務が指摘されるのみであった。漢旧儀には既に引いたように、

為材官騎士習射御騎馳戰陣……水処為樓船亦習戰射行船

とあった。私はこの射御、騎馳等を習う軍事訓練についての記述が、平時の兵士の任務について述べたものではないかとおもう。すなわち、材官騎士等が本来的には県の軍府において編制され、又そこにおいて基礎的訓練を受けることは既に述べたが、漢旧儀の記述はこの県の材官騎士等の平時の任務について述べたものではあるまいかとおもうのである。

ここで県の軍府と兵士との平時における関係についてみておこう。

漢書卷七昭帝紀、元鳳四年春正月条の如淳注に律説を引いて

律説、卒踐更者、居也、居更県中五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。

とあり、これは浜口氏の指摘されるように、更卒に関する規定である。すなわちこれによれば、尉律に卒の就番方式について「毎歳一月」という規定があったもので、更卒の就番もそのように改正したのである。この尉律に規定されていたと推定される「卒」とは、当然更卒以外のもので、そうとすれば「兵士」の意以外に考えようがない。この尉律とは従来「廷尉律」の意に解されてきたものであり、⁽⁶⁰⁾そうとすれば、いかなる関係でそこに卒（兵士）の就番規定があるのか不明な点があるが、ともあれ尉律には兵士が一年の内、一ヶ月就番するという規定があったものと推定される。そしてこのような就番方式は、正卒、衛士、戍辺等の場合にはあてはまらないので、平時における兵士の任務に関する規定ではないかとおもう。そして私はこれまでの検討から、この点に関して次のように考えることができるのではないかとおもう。すなわち、基礎的な軍府は県単位に置かれていたが、これに所属する兵士は常に軍府に居るわけではない。県の材官騎士等の兵士達は、一年に一ヶ月、直接的には県尉によって統領される県の軍府に交替で上番し、そこにおいて兵種に応じた軍事訓練を受けるとともに、県内の治安維持等、各種の任務に従い、残りの月は農業に従う、これが平時における兵士の基本的任務であったのではあるまいか（それ故、兵士は少なくとも更卒（力役）義務は免除されていたと推定される）。

平時における兵士の任務には、この他に既に指摘されてきたように、毎年一回の「都試」「都試之役」とよばれる軍事査閲を受ける義務があった。都試については記録が比較的豊富で、漢旧儀に

八月、太守都尉令長相丞尉会都試、課殿最。

とあるのをはじめ、

光武既深知通意、乃遂相約結、定謀議、期以材官都試騎士日、欲劫前隊大夫及屬正、因以号令大衆。

(後漢書列伝五李通伝)

この章懐太子注に

漢法以立秋日都試騎士、謂課殿最也。

とあり、又

(耿弇) 常見郡尉試騎士、建旗鼓、肄馳射、由是好將帥之事。

(後漢書列伝九耿弇伝)

の注に

漢官儀曰、歲終郡試之時、講武勒兵、因以校獵、簡其材力也。

とあるように、歲終に太守、都尉以下が会して行なうのである。ここで県令(長)、県尉が立ち会っているが、漢書卷八四翟義伝に、

(東郡太守翟義) 遂与東郡都尉劉宇、嚴鄉侯劉信、信弟武平侯劉璜結謀。……於是九月都試日、斬觀令、因勒其車騎材官士、募郡中勇敢、部署將帥。

とあり、ここで翟義は属県である觀県の令を斬り、反王莽の軍を挙げたという。このようなことが起こるのは、兵士達が各々、県の軍府を単位として都試に参集し、前述したようにこの軍府の最高責任者が県令とされていたためではなからうか。都試はこのように一郡全体の兵士を集結して行なわれる大査閲であるが、その具体的な様子が漢書卷七六韓延寿伝に述べられており、

延寿在東郡時、試騎士、治飾兵車、画龍虎朱爵。……功曹引車、皆駕四馬、載棨戟。五騎為伍、分左右部、軍飯司馬、千人持噶旁轂。

とある。これは韓延寿が東郡太守であった時のことであるが、太守の下に部曲編制がとられ、軍仮司馬、千人などの軍官が配置されており、都試が戦時編制をとって行なわれるものであったことを知る事ができる。郡太守が郡將とよばれ、一郡の將軍的資格をもつこと、及び都尉はその下で副將として、校尉に相当するものであることが従来指摘されているが、こうした性格は戦時編制下の都試において明確に表現されているといえよう。

以上、平時における兵士の諸任務についてみてきたが、ここで得られた結論は、

- (1) 一年に一ヶ月、県の軍府に上番し、各種の軍事訓練を受けると共に、県内の治安維持等、諸任務に従うこと。
 - (2) 一年に一回、歳終に行なわれる都試を受けること。
- ということであった。

IV 兵権をめぐる郡と県

秦漢において県単位に軍府(軍団)が置かれ、地方兵制の基礎を成していたことは既にみたとおりである。しかし従来の研究においては、地方軍に対する太守、都尉の兵権が強調され、地方の軍府(軍団)は郡(国)単位に置かれたと解されるのが一般的であった。⁽⁶⁴⁾ 県の軍府が見失なわれがちであったのは、秦などに比べ、漢においてはそれが郡の軍府の後方に退き、影が薄くなっていったためではなからうかとおもう。⁽⁶⁵⁾

しかし漢においても秦制を継承して、県の軍府が置かれていたことは、先に都試の例でも指摘したが、ここでこの点を補足しておく。漢書卷七六趙広漢伝に、当時京兆尹であった広漢について

広漢使長安丞按賢、尉史禹故劾賢為騎士屯霸上、不詣屯所、乏軍興。

とある。ここで尉史の禹は広漢の意を承けて蘇賢なる人物を、騎士として覇上に屯すべきであるのに屯所に詣らなかつたとして、乏軍興の罪に陥れようとしたのである。この尉史とは長安県尉の尉史と考えてよいとおもう。そうだとすると県の騎士等の統領、屯所への差遣などは直接的には県尉の下で行なわれたことを示すものであろう。又、居延漢簡に見える騎士関係の簡に

昭武騎士樂成里羊田 (五六〇・六、甲二三二六)

鱒得騎士安定里楊山 (五六〇・一二、甲二三四〇)

などあり、騎士の上に張掖郡内の各県名が冠せられているのは、騎士が本来的には県の軍府に所属するものであったためではないかとおもわれる。

一方、秦において郡守は兵権にどのように関わっていたのであろうか。

当時、郡守が一郡の最高の兵権をにぎり、兵士の徵発や指揮作戰に当たったことは、既に指摘がある。数例あげると、戦国期において

(始皇十二年) 発四郡兵、助魏擊楚。 (史記卷一五六国年表)

(始皇十八年) 大興兵攻趙。王翦將上地下井陘、端和將河内。 (史記卷六秦始皇本紀)

などあるのは、兵士が郡単位で編成され、征討(野戦)軍を構成しているものである。又秦末において

(楚懷王) 以沛公為碭郡長、封為武安侯、將碭郡兵 (史記卷八高祖本紀)

とあり、又

与南陽守齧、戰擊東破之。略南陽郡。 (同右)

擊泗水監豐下破之。……破泗水守薛西。……從攻困東郡守尉於成武。……河間守軍於杜里。破之。 (史記卷九五樊噲伝)

などあるのは、郡守が郡内の兵を率いて戦鬪に従っている例である。

これらによれば、郡守が最高の兵権をにぎっていたことは間違いないとおもわれる。しかし一方で、前述したように秦においては戦時編制下での発兵に際し用いられる銅虎符が、中央と県とで分有される仕組みになっており（最も中央からの使者が全ての県に派遣されると考えるのは現実性に乏しいのであり、中央から郡にもたらされ、郡守、郡尉を通じて各県の虎符との照合がおこなわれたものではないかと推測される）この点からみる限り、当時の郡守の兵権は制約された内容のものであったと考えざるを得ない。そしてそれは反面で県の軍府の、郡に対する相対的な独立性の高さを意味するものであろうとおもふのである。⁽⁸⁸⁾

これに対し漢では文帝期に至って

（二年）九月、初与郡守為銅虎符竹使符。⁽⁸⁹⁾

（漢書卷四文帝紀）

とあり、師古注に

応劭曰、銅虎符第一至第五、国家当发兵遣使者、至郡合符、符合乃聽受之。

とあるように、新たに郡守に銅虎符を分与することになった。これは郡守の権限を強化するものであり、ここに平時、戦時を問わず、地方軍に対する郡守の兵権が確立し、これに対し、県の軍府はその独立的性格を奪われて、郡の下での実務執行機関化していったのではないかと考えられる。

以上、漢の地方軍編制において、その母体としての県の軍府の意義が従来見失なわれがちであったのは、このような兵権をめぐる郡の権限強化と、県との統属関係の進展が背景にあるのではないかと推定した。

おわりに

以上、基本史料の検討から始めて、秦漢の兵制を、特にその基礎的な組織、制度に重点を置いて考察を加えてきた。その結果得られた結論を、漢制を中心に要約すると、

(1) 一般民は一定年齢に達すると全て傳（兵籍に登載）され、その意味では全成年男子に潜在的兵役義務があったといえる。しかし現実的には各郡県における兵士の定員数分だけが選抜されて兵士となり、彼らは一般民と相対的に区別される「兵士身分」となって、それに対応する負担体系の下におかれた。兵士は地方軍組織の基礎をなす県の軍府（軍団）において、各々、材官、騎士等の兵種に区分されたが、その際、士と卒とが明確に区別されたとはおもわれない。

(2) 老（免老）に至るまでの在役期間中、兵士は毎年一ヶ月、所属の県の軍府に交替上番し、軍事訓練を受けると共に、県内の治安維持等の諸任務にあたる。又、歳終には上官立会の下での都試（軍事査閲）を受ける。これが平時における基本的な負担である。これ以外に特別任務として、一年間、郡に上番して郡の常備兵となり、郡治の警衛等にあたる正卒（正卒）の義務、同じく一年間の衛士或は戍辺（繇戍）義務があった。

(3) 以上述べたのは、平時編制下での兵制である。これに対し、戦時編制下に入り、征討（野戦）軍が編成される場合、それはしばしば正規の常備軍兵士の他に、臨時に徵募された諸種の兵士を加えて構成されるものであり、両者は指揮系統、目的、及び動員方法、構成原理等の点において、明確に区別されるべきものであった。

おおむね、以上のようになる。推測に頼らざるを得なかった箇所が多く、誤りも多いであろう。それらについて御批判、御教示いただければ幸いである。なお論じ残した問題も多く、特に後漢の兵制を検討しなければ、全体的な議論は完結しない。これらの諸点についての検討は今後の課題として、今はひとまず筆を擱きたい。

注

(1) 浜口氏以来の兵制に関する研究の主要なものを、まずここにあげておこう。なお、以下の注に引用する諸氏の論文は、特にことわらない限り、全てこの注(1)と次の(2)に掲げたものである。個人の論文数が二点以上にわたる場合は、ここに付した番号によって表記することとしたい。

浜口重国

①「踐更と過更—如淳説の批判」②「『同』補遺」③「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」④「漢の徴兵適齢に就いて」⑤「前漢の南北軍に就いて」⑥「兩漢の中央諸軍に就いて」⑦「光武帝の軍備縮小と其の影響」

以上いずれも同氏『秦漢隋唐史の研究』上(東京大学出版会、一九六六年)所収。

芳幹「漢代兵制及漢簡中の兵制」(『歴史語言研究所集刊』一〇、一九四八年)

西田太一郎

①「漢の正卒について」(『東洋の文化と社会』一、一九五〇年)②「漢の正卒に関する諸問題」(『東方学』一〇、一九五五年)大庭脩

「材官攷—漢代の兵制の一斑について—」(『龍谷史壇』三六、一九五二年)

西村元佑

①「漢代の徭役制度」(『東洋史研究』一二—一五、一九五三年)②「漢代の騎士—士・卒の問題に関連して—」(『龍谷史壇』四四、一九五八年)

藤枝晃

「長城のまもり—河西地方出土の漢代木簡の内容の概観—」(『自然と文化』別篇二、一九五五年)

平中岑次

「漢代の官吏の家族の税役免除と『軍賦』の負担」一九五五年、後、同氏『中国古代の田制と税法』(東洋史研究会、一九六七年)に「漢代の官吏の家族の復除と『軍賦』の負担」として再録

米田賢次郎

①「漢代徭役日数に関する一試論—特に『三十倍於古』について—」(『東方学報』京都、二七、一九五七年)②「秦漢帝国の軍

事組織」(『古代史講座』五、学生社、一九六二年)

伊藤徳男

「漢代の徭役制度について―董仲舒の上言と『漢旧儀』との解釈をめぐって―」(『古代学』八一二、一九五九年)

越智重明

「前漢時代の徭役について」(『法制史研究』二五、一九七六年)

藤田勝久

「前漢の徭役労働とその運営形態」(『中国史研究』八、一九八四年)

(2) 中国における近年の研究で、関連するものをあげると

高敏

①「関于秦時服役者年齢問題的探討」②「農民階級是戍边徭役的主要承担者」以上いずれも同氏『雲夢秦簡初探』(河南人民出版社、一九七九年)

高恒

「秦律中の徭・戍問題―詠雲夢秦簡札記―」(『考古』一九八〇―一六)

于豪亮・李均明

「秦簡所反映の軍事制度」(『雲夢秦簡研究』中華書局、一九八一年)

熊鉄基

「試論秦代軍事制度」(『秦漢史論叢』一、陝西人民出版社、一九八一年)

黄今言

「西漢徭役制度簡論」(『江西師院学報』一九八二―三)

錢劍夫

「試論秦漢的〳〵卒〳〵徭役」(『中国史研究』一九八二―三)

于豪亮

「西漢適齡男子戍边三日說質疑」(『考古』一九八二―四)

- (3) この「而」字或いは「而以」の二字は、後述の漢儀注、漢官儀の文によって、一般に衍字と解される。本稿では一応「而」字を衍と解しておく。
- (4) 両者が同一書であることは、浜口、前掲⑦論文参照。
- (5) (1)説をとるものとしては、西田、西村、越智、各氏の前掲論文参照。(2)説については浜口、前掲③論文、労働、藤枝、伊藤、藤田、各氏の前掲論文参照。なお董仲舒の上言と漢旧儀の解釈をめぐる研究史については、伊藤、前掲論文にそれまでの諸説の要約、問題点の指摘と適確な批判がなされている。
- (6) 浜口、前掲③・④論文、伊藤、前掲論文参照。
- (7) 藤枝、前掲論文にこの点についての指摘がある。
- (8) (1)説は浜口、労働、西田、西村、越智、藤田、各氏の前掲論文参照。(2)説をとるものとしては大庭、前掲論文、米田、前掲②論文参照。
- (9) 西田、前掲①論文
- (10) 例えば史記卷七項羽本紀に「楚、漢久相持未決。丁・壯・苦軍旅、老弱罷軋漕。」とあり、漢書卷九九下王莽伝下に「而匈奴寇邊甚。莽乃大募天下丁・男及死罪囚、吏民奴、名曰猪突豨勇、以為銳卒。」とあるなど。
- (11) 近接した時代のものとして曹魏の如淳注にも正卒の語がみえる。しかしここでの正卒理解には、浜口、前掲①論文の指摘のように混乱があり依ることができない。
- (12) 浜口、前掲③論文
- (13) 最も浜口氏は、材官、騎士の語はそれが歩兵、騎兵の兵種を意味する場合と、地方警備の兵の意に用いられる場合の二つの用例があるとして（浜口、前掲③論文参照）。兵種を意味する具体例は明示されていないが、もしこの漢旧儀の同一文章中において前後で異なる二つの使用法がなされたと考ええるならば、それには無理があるというべきであろう。
- (14) (1)は現在の一般的な考えで、通説的位置にあり、(2)説は浜口、平中、各前掲論文参照。
- (15) 米田、前掲①・②論文参照。
- (16) 大庭、前掲論文
- (17) 大庭、同右

- (18) 米田、前掲①・②論文。越智、藤田、各前掲論文も大庭説を継承して、士・卒を区別する立場である。
- (19) (1)の材官等を一種の官吏とみなす点は、後述の西村氏の批判が出されて後、自ら訂正された。米田「前漢の匈奴対策に関する二・三の問題」(『東方学』一九、一九五九年)参照。本稿では可能性の問題としてこの点を論ずる。
- (20) 西村、前掲②論文
- (21) 楊寛「春秋戦国間封建的軍事組織和戦争的变化」(『歴史教学』一九五四—四)、『戦国史』新版(上海人民出版社、一九八〇年)第六章参照。
- (22) 新鄴虎符については、王国維「觀堂集林」卷一八秦新鄴虎符跋、侯錦郎「新鄴虎符的再現」(『故宮季刊』二〇—二、一九七五年)、楊寛、前掲『戦国史』第六章参照。
- (23) 新鄴は、馬非百『秦集史』下(中華書局、一九八二年)郡県志下の説によれば、秦では陳郡或いは淮陽郡に属したもののようで、杜は秦の武公の時、杜県となり、秦では内史の属県である。
- (24) 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』(日本学術振興会、一九六二年)第二篇第六章参照。なお、漢における銅虎符の制度については、大庭脩『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二年)第三篇第三章第二節参照。
- (25) 王国維、前掲『觀堂集林』卷一八秦陽陵虎符跋、参照。
- (26) 浜口、前掲④論文参照。
- (27) 例えば楊寛、前掲『戦国史』第六章、高恒、前掲論文など参照。これに対し呉樹平「雲夢秦簡所反映的秦代社会階級狀況」(『雲夢秦簡研究』中華書局、一九八一年)には、傳籍制度と戸籍制度を別箇のものとして区別する必要が指摘されている。
- (28) 秦簡の引用は、雲夢睡虎地秦墓編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』平装本(文物出版社、一九七八年)による。
- (29) 傳については渡辺信一郎「呂氏春秋上農篇蠡測—秦漢時代の社会編成」(『京都府立大学学術報告』人文、三三、一九八一年)に詳細な検討がある。但しここで氏が傳を郷戸籍、市籍に編籍する意に解される点は、前述のように正しくない。なお秦の傳が、どの時点で行なわれたかについては、渡辺氏のように身長を基準としたとする説と、年齢を基準としたとする説が対立しており、にわかには決め難い。
- (30) この点は拙稿「秦漢における賦制の展開」(『東洋学報』六五—一・二、一九八四年)でも検討した。

- (31) 浜口氏は賈誼伝にみえる繇役について、租税上供、高官送迎等の役を指すものと推定されている。浜口「漢代の将作大匠と其の役徒」(前掲『秦漢隋唐史の研究』上) 参照。
- (32) 戊が戍辺負担を意味するものであることは『睡虎地秦墓竹簡』平装本の解釈のとおりであろう。徭戍については説明がなく、或いは「徭」と「戍」の意に解される余地もあるが、漢律では「天下人皆直戍辺三日、亦名為更、律所謂繇戍也」(漢書卷七昭帝紀元鳳四年条の如淳注)とあるように、戍辺義務が正式には繇戍とよばれたことが明らかなので、この場合も一応戍辺負担と解しておく。
- (33) 浜口、前掲④論文参照。
- (34) この点については先にもふれたが、浜口氏は加藤繁氏の説を援用しながら、秦漢時代ではまず民丁の材力優秀な者を取って兵籍に入れ、自余の民丁に力役義務を課したとされており(浜口、前掲①論文参照)、平中、前掲論文もほぼ同趣旨である。しかし浜口氏の場合、その論拠が明らかでなく、平中氏は「正卒」に定員があった点を指摘されているが、詳論されたものではなかったため、国民皆兵説に対する有効な批判となっていなかった。
- (35) 浜口、前掲③論文など参照。
- (36) 大庭、前掲論文参照。
- (37) 呂思勉『先秦史』(開明書店、一九四一年)第十四章第五節、楊寬、前掲『戰国史』第六章など参照。
- (38) 史記卷六秦始皇本紀に「始皇乃使將軍蒙恬發兵三十萬人、北擊胡、略取河南地」とあり、その集解に「徐広曰、五十万人守五領」とある。なお馬非百、前掲『秦集史』下、国防志参照。
- (39) 米田、前掲②論文参照。
- (40) 従来の研究にこの点の指摘がなかったわけではない。例えば大庭氏は漢軍の編制を、平時と戦時に分けて、組織、統率上の区別を述べられ(同氏『図説中国の歴史』二、講談社、一九七七年)、最近の熊鉄基、前掲論文にもほぼ同趣旨のことが述べられている。ただし両氏共、国民皆兵説の立場なので、戦時における軍への動員、軍の構成員の内容等の理解に関しては、本稿と見解が異なる。なお両編制の区別に関しては、時代は異なるが、唐代の「行軍」制に関する菊池英夫氏の諸研究から示唆を受けた。むしろ異なる時代との比較には慎重でなければならないが、この面では秦漢と唐との間に類似性が認められるようにおもう。
- (41) 將軍については大庭脩「前漢の將軍」(同氏、前掲『秦漢法制史の研究』第四篇第一章) 参照。
- (42) 宋治民「関于漢代軍隊編制的變箇問題—兼与賀官保等同志商榷」(『考古与文物』一九八二—五)

(43) 堀敏一「漢代の七科讎とその起源」(『駿台史学』五七、一九八二年)

(44) 刑徒等の徵発については、勞榘、前掲論文参照。

(45) 漢における力役(更卒)賦課年齢についても説は分かれるが、私は『説文解字』貝部所引の漢律「民不繇、貲錢二十二^{ニナ}」及びこの段玉裁注を根拠として、算賦同様、更卒義務も十五歳から始まったとする西田太一郎氏の説(西田、前掲②論文参照)に最も説得性があるとおもう。

(46) 浜口、前掲①論文など参照。

(47) 大庭、前掲論文参照。

(48) 馬非百、前掲『秦集史』下、郡県志下、参照。

(49) 兵士の選抜に際し、富裕な多丁戸から優先的に選んでいった可能性はあるとおもう。

(50) これらの史料は于豪亮・李均明、前掲論文でも取り上げ、秦における軍隊の訓練や規律が嚴格であったことが指摘されている。しかし本稿とは分析視角が異なる。

(51) 于豪亮・李均明、前掲論文には、秦の兵士が衣服、費用などは自弁で従軍したことが指摘されている。本条で伝送される物資とはこれらの兵士の私物を指すものであろうか。

(52) 例えば浜口、前掲⑥・⑦論文等参照。

(53) 鎌田、前掲『秦漢政治制度の研究』第一篇第二章に陽陵虎符を引いて、それが朝廷と県令とで分たれたものと推定されている。

(54) 大庭、前掲論文、米田、前掲②論文など参照。但し、前述のように両氏は材官等の土と、一般兵卒(卒)を区別する立場なので、正卒とは材官等ではなく、それ以外の雑卒になると解される。その点に賛成し難いことは前述した。

(55) 浜口、前掲⑥・⑦論文参照。なお材官等の具体的な勤務形態、都尉への番上等の理解において、氏の前掲③論文とこれらの間には内容に変化があるようにおもうが、ここでは発表年度の遅い⑥・⑦論文の趣旨に従う。

(56) 浜口、前掲⑤・⑥論文参照。

(57) なお北軍が材官騎士等、諸兵種の兵士から構成されていたことは、例えば史記卷一〇孝文本紀に「発中尉材官、属衛将军、军长安」とあり、漢書卷八九黄霸伝に「(黄霸)徵守京兆尹……又発騎士詣北军、马不適士、効乏军兴、连貶秩。」とあることなどによって知られる。

(58) 既に引いたが、傳について後漢の荀悦が「傳正卒也」として、正卒の語を兵士の意に解されるように述べているのは、正卒が兵士の最も主要な義務とされてきたため、兵士のことを正卒と称したものとのおもう。

(59) 浜口、前掲①論文参照。

(60) 『説文解字』の叙に尉律を引いて「尉律、学僅十七已上、始試、諷摺書九千字乃得為史……」とあり、この段注に「謂漢廷尉所守律令也」とある。又、秦簡の秦律十八種中に尉雜(律)があり、注釈ではこの尉は廷尉を指すと解している。尉律に卒の就番規定がある理由は不明であるが、或いは当時の兵刑一致思想の下で、軍事に関する法規もあったと推定できるかもしれない。

(61) 宋の銭文字『補漢兵志』(『二十五史補編』開明書店、所収)に翟義の記事をあげて、「令丞尉亦各統其県、守尉不得専也」と指摘している。当時の令、尉の権限を過大評価することはできないが、兵士が県単位に統率されたことは、指摘のとおりであろう。

(62) 鎌田、前掲『秦漢政治制度の研究』第二篇第六章、勞榘、前掲論文、大庭脩『木簡学入門』(講談社、一九八四年)第六章など参照。

(63) 勞榘、同右、大庭、同右参照。

(64) これは浜口、前掲⑥・⑦論文やそれ以降の研究に一般的な考えであるが、端的な表現のなされているものとして、大庭、前掲『説中国の歴史』二、一六四頁参照。

(65) 例えば漢書卷一九上百官公卿表上に「郡尉、秦官、掌佐守典武職甲卒」とあり、漢旧儀にも「都尉、治盜賊甲卒兵馬」とあるように、都尉については明確に武職、甲卒を典ることが述べられているに対し、県尉に関しては、職掌の記載を欠き、或いは極めて簡略になっている。

(66) 簡の引用、番号は、中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』(中華書局、一九八〇年)による。

(67) 最近のものとして、施丁「秦漢郡守兼掌軍事略説」(『文史』一三、一九八二年)参照。

(68) こうした背景には、春秋戦国における地方軍組織の形成過程において、本来的にはまず県の軍府、常備軍が編成され、その後これを統轄する中央の出先機関として郡が設置されてきたという歴史的経過があるものと考えているが、これについては別箇の考察を要する。

(69) 史記卷一〇孝文本紀には同条を「初与郡国守相為銅虎符竹使符」に作るが、大庭氏のこれを誤りとする説に従う。大庭、前掲『秦漢法制史の研究』第三篇第三章第二節参照。